

## 令和5年11月三芳町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和5年11月27日(月) 午後3時00分～午後4時10分

2.開催場所 三芳町役場 301 会議室

3.出席委員 13人

会長	長谷川 清行
会長職務代理	古寺 貞雄
委員	島田 裕康
	矢島 秀信
	鈴木 浩之
	清水 高広
	塩野 智恵
	武田 修二
	鈴木 孝史
	鈴木 浩
	高山 誠二
	井田 周
	田中 義行

4.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件(農地中間管理機構分)

議案第11号 農用地利用集積等促進計画案の作成について

議案第12号 農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件

議案第13号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

報告第11号 農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)

報告第12号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

報告第13号 農家台帳登載申請の受理の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴 事務局次長 小林 豊明 主 幹 江田 直也

主 事 三浦 涼太 主 事 清水 大輝 主 事 補 森下 由理

6. 会議の概要

会長 それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。

本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に島田裕康委員、塩野智恵委員を選任します。本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局 議案第10号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件（農地中間管理機構分）、別紙のとおり  
議案第11号、1、農用地利用集積等促進計画案の作成について、別紙のとおり  
議案第12号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり  
議案第13号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり  
報告第11号、1、農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件（報告）、別紙のとおり  
報告第12号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件（報告）、別紙のとおり  
報告第13号、1、農家台帳登載申請の受理の件（報告）、別紙のとおり

令和5年11月27日提出  
三芳町農業委員会  
会長 長谷川 清行  
以上でございます。

会長 議案第10号番号1及び議案第11号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。  
議案第10号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画いわゆる利用権設定の農地中間管理機構転貸方式での申請となっており、議案第11号では農用地利用集積等促進計画案の作成の件となっており、埼玉県農林公社が貸付人になった農用地利用集積等促進計画(案)について三芳町長より意見照会がありました。所在が同一であるため一括で説明いたします。  
番号1につきましては、所在が〇〇〇〇の一部、〇〇〇〇一部の2筆となります。

所在につきましては、3ページから4ページの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑であり、〇〇〇〇については農振農用地、〇〇〇〇につきまは、農振地域となります。面積は上から1,593㎡のうち1,493㎡、1,839㎡のうち1,723㎡の計3,216㎡であり、権利が賃借権の設定です。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
議案第11号番号1では 貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、令和6年2月1日から令和12年1月31日までの6年間となります。なお、新規の利用権設定となります。

次に申請書に基づいて借人についてご説明します。機械は、トラクター2台を所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め2名となっています。主たる経営作物は、トマトとなります。農作業従事日数については、申請者は320日となっております。また、〇〇〇〇さんは、三芳町で8,227㎡の農地を現在経営されております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

4番委員 借人の〇〇〇〇さんに聞き取りを行いました。期間は6年間となり、予定作物はほうれん草、とうもろこし、小松菜とのことでした。問題無いと思われますので慎重審議をお願いいたします。

会長 何か意見はございますか。

1番委員 対象地が一部となりますが、手前の部分は借りないのですか。

事務局 今回の申請では貸借の範囲に含みません。

1番委員 借りない部分に関してはどのような現状となりますか。

事務局 現地は範囲を区切るような形でフェンスが設けられており、農地の進入路のような使われ方をされています。

1番委員 わかりました。

会長 議案第10号番号1について他に何か意見ございませんか。  
異議なしの声がでましたので、決定とします。  
議案第11号番号1について何か意見ございませんか。  
異議なしの声がでましたので、意見無しとします。  
議案第12号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。  
議案第12号番号1につきましては、先月の農業委員会総会において審議に疑義が生じ保留となった案件であります。  
先月の農業委員会総会后、再度譲受人に話を聞きましたので、そのうえで再度ご審議いただければと思います。  
5ページをご覧ください。  
議案第12号は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。  
番号1につきましては、権利が所有権の移転となっております。

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となっております。所在につきましては、6ページ、7ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。農振農用地となっております。面積は上から105㎡、881㎡の計986㎡となっております。

譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

譲渡人の経営面積は986.00㎡、譲受人の経営面積は2,171.00㎡となります。申請事由は有償による所有権移転となっております。続いて許可要件について説明いたします。まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、という全部効率利用要件について、〇〇〇〇さんは、トラクター1台、トラック1台、耕うん機1台などを所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。労働力は、申請者を含め4名と記載されております。主たる経営作物は、人参となっております。また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書によりますと1名満たしております。事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

5番委員 先日、保留案件となった後に、〇〇委員、〇〇委員、事務局と共に現地を確認しました。境目がわかりづらい事もあって前回疑義が生じてしまったのですが、現地はきちんと畑として耕作されており、今は人参が植わっております。既に出荷先なども決まっているとのことでしたので、今後も農地として活用されるものと思えます。審議のほどよろしく願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。  
異議なしの声がありましたので、許可とします。  
議案第13号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。8ページをご覧ください。  
議案第13号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請になります。  
番号1につきましては、権利が賃借権の設定となっております。  
所在が〇〇〇〇の一部、〇〇〇〇の一部、〇〇〇〇の一部、〇〇〇〇の一部、  
〇〇〇〇の一部、〇〇〇〇の一部の計6筆となっております。所在につきましては、9ページから14ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目についてですが、〇〇〇〇のみは登記簿地目畑、現況地目宅地となっております。それ以外の筆に関しては、登記簿地目、現況地目とともに畑となっております。〇〇〇〇につきましては、農地転用が確認できておりませんが、現況は宅地となっております。本来は、このような場合は、畑に戻さないと農地転用をすることができないが、譲受人が違反転用をしているわけではないことから申請を受けているところであります。なお、当該地の所有者に関しては、以前から違反転用の是正指導をしている状況であり、今回も引き続き是正指導をしていくところであります。  
申請地につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇につきましては、農振農用

地であり、それ以外は、農振地域となります。面積は上から1,377㎡のうち871㎡、1,547㎡のうち437㎡、3,657㎡のうち276㎡、2,112㎡のうち403㎡、3,186㎡のうち142㎡、757㎡のうち106㎡の計2,235㎡となっております。

貸人が、○○○○、○○○○

○○○○、○○○○

○○○○、○○○○

○○○○、○○○○

○○○○、○○○○

○○○○、○○○○

○○○○、○○○○

借人が、○○○○、○○○○

申請事由が、特別高圧送電線路「武蔵野連絡線単独除去工事」に伴う工事用地となっております。詳しい土地の選定理由ですが、武蔵野連絡線に関しては、昭和34年以来電力流通の用に供していたものの、用途廃止に伴い、計画的に除去工事を進めているところであり、このたび武蔵野連絡線路 No.8、No.9の2基につきまして除去工事を実施するものであるとのことです。その中で、鉄塔撤去、基礎撤去に必要な用地や作業スペースが鉄塔構内のみでは不足し、また現地は道路を接道していないことから、工事期間中に当該農地を工事用地ならびに工事用仮設通路として一時使用させていただくため、一時転用の申請をするに至ったとのことです。詳しい土地利用計画図につきましては、15ページから24ページをご覧ください。

続きまして、25ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。こちら立地基準につきまして、農地区分は○○○○、○○○○、○○○○につきましては、農振農用地となります。それ以外の農地につきましては、第1種農地となります。農振農用地及び第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、許可相当とする理由としまして、不許可の例外規定である、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められる、という規定がございますので、本件はこれに該当するため許可见込みがあると考えております。また、一般基準についてご説明いたします。資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、添付の資料から支障がないと考えております。次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

12 番委員 11月22日に○○委員と事務局と共に現地確認をして参りました。先ほどの事務局の説明のとおり一部宅地となっておりますが、本件につきましては、鉄塔の除去工事のための一時転用ですので、問題無いと思われます。審議のほどよろしく願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。

1番委員 議案書の所在地記載に空欄が出来ているのはどういった仕組みか。

事務局 所有者毎に筆の表記を揃えているため、所有者が複数人いると空欄が出来る場合があります。

1番委員 わかりました。

会長 他に何か意見ございませんか。  
異議なしの声がありましたので、許可相当とします。

続いて議案第13号番号2の説明に移るわけではありますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」と定められており、議案第13号番号2の貸人の一人が私になっておりますので、当該議案の議事に参与することができません。また、三芳町農業委員会総会会議規則第16条第1項で、「会長が欠けたとき、又は事故あるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」とあり、同条第2項で「前項の代理者は、あらかじめ互選しておくことができる。」と定められております。

そのため、議事の進行を〇〇職務代理に預け、一時退席させていただきます。

職務代理 それでは、本案件につきましては、先ほどの会長のご説明のとおり、私の方で議事の進行を進めさせていただきます。  
議案第13号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。26ページをご覧ください。  
議案第13号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請になります。  
番号2につきましては、権利が賃借権の設定となっております。  
所在が〇〇〇〇の一部、〇〇〇〇の一部、〇〇〇〇、〇〇〇〇の一部、〇〇〇〇の一部、〇〇〇〇の一部、〇〇〇〇の一部、〇〇〇〇の一部、〇〇〇〇の一部、〇〇〇〇の一部、〇〇〇〇の一部、〇〇〇〇の一部の計11筆となっております。  
所在につきましては、27ページから36ページの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目についてですが、すべて登記簿地目、現況地目とともに畑となっております。  
申請地につきましては、〇〇〇〇につきましては、農振地域であり、それ以外は、農振農用地区域となります。面積は上から799㎡のうち300㎡、57㎡のうち34㎡、0.98㎡、1,336㎡のうち503㎡、3,727㎡のうち131㎡、3,811㎡のうち134㎡、1,695㎡のうち88㎡、1,497㎡のうち90㎡、2,385㎡のうち146㎡、1,183㎡のうち58㎡、4,867㎡のうち354㎡の計1,838.98㎡となっております。  
貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由が、特別高圧送電線路「武蔵野連絡線単独除去工事」に伴う工事用地となっております。詳しい土地の選定理由ですが、先ほどご説明させて頂きました議案第13号番号1と同様のため、省略いたします。

詳しい土地利用計画図につきましては、37ページから42ページをご覧ください。続きまして、43ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。こちら立地基準につきましては、農地区分は〇〇〇〇につきましては、第1種農地となります。それ以外の農地につきましては、農振農用地となります。農振農用地及び第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、許可相当とする理由としまして、不許可の例外規定である、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められる、という規定がございますので、本件はこれに該当するため許可見込みがあると考えております。

また、一般基準についてご説明いたします。資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、添付の資料から支障がないと考えております。次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

事務局からは以上です。

職務代理 地元委員より補足説明をお願いします。

12 番委員 11月22日に現地確認をして参りました。資料にもある通りこちらも一時転用となるため、問題は無いものと思われまます。審議のほどよろしく願いいたします。

職務代理 何か意見ございませんか。  
異議なしの声がありましたので、許可相当とします。  
議案第13号番号2について審議が終了しました。  
会長に席にお戻りいただきます。事務局より会長にお伝えください。

職務代理 会長にお戻り頂きましたので、議事進行を会長にお返しします。

会長 〇〇職務代理、議事進行ありがとうございました。それでは、これよりは私の方で議事の進行をさせていただきます。  
これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局

44ページをご覧ください。事務局よりご報告いたします。  
報告第11号は、農地法第3条の3の規定による相続等による権利移転届出書受理の件となっております。  
番号1につきましては、所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となっております。所在につきましては、45ページから46ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑で、面積は上から873㎡、653㎡の計1,526㎡となっております。  
被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、あっせんの希望は有りて受理済みです。

続いて報告第12号についてご報告いたします。47ページをご覧ください。  
報告第12号は、農地法第5条の規定による市街化区域内農地における転用届出書受理の件となっております。  
番号1につきましては、権利は、使用貸借権の設定で、所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。所在につきましては、48ページから50ページまでの案内図、公図の写し、土地利用計画図をご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、市街化区域のため農業振興地域には該当しません。面積は133㎡となっております。  
貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
申請事由は、自己用住宅として受理済みです。

51ページをご覧ください。  
報告第13号番号1は、農家台帳登載申請受理の件となっております。この申請は、元々現況が畑以外であったが、その土地を畑にした際に搭載申請をいただき、農地台帳に登録するものであります。今回は、当該地については、元々山林及び宅地であったものの、畑にしたとの連絡があり、地権者に登載申請の話をして、提出頂いた次第であります。  
番号1につきましては、所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆で、面積は上から865㎡、1,086㎡の計1,951㎡となっております。  
所在等につきましては、52ページから53ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。  
申請人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
令和5年10月11日に山林及び宅地から畑へ地目変更令和5年11月10日に農家台帳登載申請受理済み以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。  
最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。  
議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。



上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和5年12月20日

議長            長谷川 清行

署名委員       塩野 智恵

署名委員       島田 裕康